

サイバー対処能力強化法整備法の施行等に伴う

関係規則等の改廃について

- ・「サイバーセキュリティ戦略本部の後援等名義の使用について」の一部改正について
- ・「サイバーセキュリティ戦略本部重大事象施策評価規則」の一部改正について
- ・「サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則」の一部改定について
- ・「サイバーセキュリティ対策を強化するための監査に係る基本方針」の一部改定について
- ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範」の一部改定について
- ・「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」の一部改定について
- ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の一部改定について
- ・「サイバーセキュリティの確保の状況の評価に係る方針」の一部改定について
- ・「重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の状況の調査について」の一部改定について
- ・「脅威ハンティングの普及促進・実施等に係る基本方針」の一部改定について
- ・「サイバーセキュリティ戦略本部長の指定する職について」の一部改正について
- ・「重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議の開催について」の一部改正について
- ・「サイバーセキュリティ基本法第 17 条第 1 項の規定に基づくサイバーセキュリティ協議会を組織する国務大臣の委嘱について」の廃止について

「サイバーセキュリティ戦略本部の後援等名義の使用について」の一部改正について

（ 令 和 8 年 9 月 14 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定 ）

サイバーセキュリティ戦略本部の後援等名義の使用について（平成 27 年 2 月 10 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）の一部を次表のとおり改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
サイバーセキュリティ戦略本部の後援等名義の使用について 平成 27 年 2 月 10 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 平成 31 年 4 月 1 日 一 部 改 正 <u>令和 8 年 9 月 14 日</u> <u>一 部 改 正</u>	サイバーセキュリティ戦略本部の後援等名義の使用について 平成 27 年 2 月 10 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 平成 31 年 4 月 1 日 一 部 改 正
サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第22条の趣旨を踏まえ、国民が広くサイバーセキュリティに関する関心と理解を深めるよう、サイバーセキュリティに関する教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及等の施策の推進を図るため、サイバーセキュリティ戦略本部は、求めに応じてサイバーセキュリティ戦略本部の後援等名義の使用を承認することとする。 (略)	サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第23条の趣旨を踏まえ、国民が広くサイバーセキュリティに関する関心と理解を深めるよう、サイバーセキュリティに関する教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及等の施策の推進を図るため、サイバーセキュリティ戦略本部は、求めに応じてサイバーセキュリティ戦略本部の後援等名義の使用を承認することとする。 (略)

附 則

この決定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

「サイバーセキュリティ戦略本部重大事象施策評価規則」の一部改正について

令和 8 年 9 月 14 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定

サイバーセキュリティ戦略本部重大事象施策評価規則（平成 27 年 2 月 10 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）の一部を次表のとおり改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
サイバーセキュリティ戦略本部重大事象施策評価規則	サイバーセキュリティ戦略本部重大事象施策評価規則
平成 27 年 2 月 10 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 平成 28 年 10 月 12 日一部改正 平成 31 年 4 月 1 日一部改正 令和 7 年 6 月 27 日一部改正 <u>令和 8 年 9 月 14 日一部改正</u>	平成 27 年 2 月 10 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 平成 28 年 10 月 12 日一部改正 平成 31 年 4 月 1 日一部改正 令和 7 年 6 月 27 日一部改正
サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号。以下「法」という。）第 <u>25</u> 条第 1 項第 4 号に規定する事務（サイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価（原因究明のための調査を含む。）に関することに限る。）を適切に遂行するため、当該事務について、次のとおり定める。	サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号。以下「法」という。）第 <u>26</u> 条第 1 項第 4 号に規定する事務（サイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価（原因究明のための調査を含む。）に関することに限る。）を適切に遂行するため、当該事務について、次のとおり定める。
（対象とする事象） 第 1 条 法第 <u>25</u> 条第 1 項第 4 号に規定する「国の行政機関、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する重大な事象」（以下「特定重大事象」という。）とは、国の行政機関、独立行政法人又は法第 13 条に規定する指定法人（以下「行政機関等」という。）で発生したサイバーセキュリティに関	（対象とする事象） 第 1 条 法第 <u>26</u> 条第 1 項第 4 号に規定する「国の行政機関、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する重大な事象」（以下「特定重大事象」という。）とは、国の行政機関、独立行政法人又は法第 13 条に規定する指定法人（以下「行政機関等」という。）で発生したサイバーセキュリティに関

する事象のうち、次に掲げるものとする。 一～三 （略） 第5条 1～3 （略） 4 本部長は、原因究明等の結果に基づき、法第<u>27</u>条第3項の規定による勧告、当該行政機関等における復旧・再発防止策の立案の促進その他所要の措置を講じるものとする。 5 （略） 第9条 1・2 （略） 3 施策の評価に基づき法第<u>27</u>条第3項の規定による勧告を行う場合において、次に掲げる事務は、内閣官房国家サイバー統括室に行わせるものとする。 一 法第<u>27</u>条第3項の規定による勧告（前項の規定の適用がある場合に限る。） 二 法第<u>27</u>条第4項の規定による報告の求め	する事象のうち、次に掲げるものとする。 一～三 （略） 第5条 1～3 （略） 4 本部長は、原因究明等の結果に基づき、法第<u>28</u>条第3項の規定による勧告、当該行政機関等における復旧・再発防止策の立案の促進その他所要の措置を講じるものとする。 5 （略） 第9条 1・2 （略） 3 施策の評価に基づき法第<u>28</u>条第3項の規定による勧告を行う場合において、次に掲げる事務は、内閣官房国家サイバー統括室に行わせるものとする。 一 法第<u>28</u>条第3項の規定による勧告（前項の規定の適用がある場合に限る。） 二 法第<u>28</u>条第4項の規定による報告の求め
--	--

附 則

この決定は、令和8年10月1日から施行する。

「サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則」の一部改定について

（令和 8 年 9 月 14 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定）

サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則（平成 27 年 2 月 10 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）の一部を次表のとおり改定する。

（下線部分は改定部分）

改 定 後	改 定 前
サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則	サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則
平成 27 年 2 月 10 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 平成 28 年 10 月 12 日 一 部 改 定 平成 31 年 4 月 1 日 一 部 改 定 令和 7 年 4 月 1 日 一 部 改 定 令和 7 年 7 月 1 日 一 部 改 定 <u>令和 8 年 9 月 14 日</u> <u>一 部 改 定</u>	平成 27 年 2 月 10 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 平成 28 年 10 月 12 日 一 部 改 定 平成 31 年 4 月 1 日 一 部 改 定 令和 7 年 4 月 1 日 一 部 改 定 令和 7 年 7 月 1 日 一 部 改 定
（略）	（略）
（関係事務の処理等）	（関係事務の処理等）
第 3 条 （略）	第 3 条 （略）
2 法第 32 条又は第 33 条の規定により提供された資料、情報等に基づき法第 27 条第 3 項の規定による勧告を行う場合において、当該勧告及び同条第 4 項の規定による報告の求めに関する事務は、国家サイバー統括室に行わせるものとする。	2 法第 32 条又は第 33 条の規定により提供された資料、情報等に基づき法第 28 条第 3 項の規定による勧告を行う場合において、当該勧告及び同条第 4 項の規定による報告の求めに関する事務は、国家サイバー統括室に行わせるものとする。

附 則

この決定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

「サイバーセキュリティ対策を強化するための監査に係る基本方針」の
一部改定について

〔 令和 8 年 9 月 14 日 〕
サイバーセキュリティ戦略本部決定

サイバーセキュリティ対策を強化するための監査に係る基本方針（平成 27 年 5 月 25 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）の一部を次表のとおり改定する。

（下線部分は改定部分）

改 定 後	改 定 前
サイバーセキュリティ対策を強化するための監査に係る基本方針	サイバーセキュリティ対策を強化するための監査に係る基本方針
平成 27 年 5 月 25 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 平成 28 年 10 月 12 日一部改定 平成 31 年 4 月 1 日一部改定 令和 7 年 5 月 29 日一部改定 令和 7 年 7 月 1 日一部改定 <u>令和 8 年 9 月 14 日一部改定</u>	平成 27 年 5 月 25 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 平成 28 年 10 月 12 日一部改定 平成 31 年 4 月 1 日一部改定 令和 7 年 5 月 29 日一部改定 令和 7 年 7 月 1 日一部改定
サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項第 2 号の規定に基づきサイバーセキュリティ戦略本部（以下「戦略本部」という。）がつかさどる事務のうち、監査について、その実施のための基本方針を以下のとおり定める。	サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項第 2 号の規定に基づきサイバーセキュリティ戦略本部（以下「戦略本部」という。）がつかさどる事務のうち、監査について、その実施のための基本方針を以下のとおり定める。

附 則

この決定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範」
の一部改定について

〔 令和 8 年 9 月 14 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定 〕

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範（平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）の一部を次表のとおり改定する。

（下線部分は改定部分）

改 定 後	改 定 前
政府機関等のサイバーセキュリティ対策 のための統一規範 平成 28 年 8 月 31 日 平成 30 年 7 月 25 日改定 平成 31 年 4 月 1 日改定 令和 3 年 7 月 7 日改定 令和 5 年 7 月 4 日改定 令和 7 年 6 月 27 日改定 <u>令和 8 年 9 月 14 日改定</u> サイバーセキュリティ戦略本部決定	政府機関等のサイバーセキュリティ対策 のための統一規範 平成 28 年 8 月 31 日 平成 30 年 7 月 25 日改定 平成 31 年 4 月 1 日改定 令和 3 年 7 月 7 日改定 令和 5 年 7 月 4 日改定 令和 7 年 6 月 27 日改定 サイバーセキュリティ戦略本部決定
（略）	（略）
（目的）	（目的）
第一条 本規範は、サイバーセキュリティ 基本法（平成二十六年法律第百四号。以下 「法」という。） <u>第二十五条</u> 第一項第二号 に定める国の行政機関、独立行政法人及び 指定法人（以下「機関等」という。）にお けるサイバーセキュリティに関する対策 の基準として、機関等がとるべき対策の統 一的な枠組みを定め、機関等に自らの責任 において対策を図らしめることにより、も って機関等全体のサイバーセキュリティ 対策を含む情報セキュリティ対策の強化・	第一条 本規範は、サイバーセキュリティ 基本法（平成二十六年法律第百四号。以下 「法」という。） <u>第二十六条</u> 第一項第二号 に定める国の行政機関、独立行政法人及び 指定法人（以下「機関等」という。）にお けるサイバーセキュリティに関する対策 の基準として、機関等がとるべき対策の統 一的な枠組みを定め、機関等に自らの責任 において対策を図らしめることにより、も って機関等全体のサイバーセキュリティ 対策を含む情報セキュリティ対策の強化・

拡充を図ることを目的とする。 (略)	拡充を図ることを目的とする。 (略)
----------------------------------	----------------------------------

附 則

この決定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」の一部改定について

〔令和 8 年 9 月 14 日〕
サイバーセキュリティ戦略本部決定

重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画（2022 年 6 月 17 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）の一部を次表のとおり改定する。

（下線部分は改定部分）

改 定 後	改 定 前
重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画 2022 年 6 月 17 日 サイバーセキュリティ戦略本部 <u>2026 年 9 月 14 日</u> <u>サイバーセキュリティ戦略本部改定</u>	重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画 2022 年 6 月 17 日 サイバーセキュリティ戦略本部 <u>2026 年 7 月 31 日</u> <u>サイバーセキュリティ戦略本部改定</u>
この行動計画は、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第12条の規定に基づき策定するサイバーセキュリティ戦略を踏まえ、同法第14条（重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保）及び第25条第1項第5号（サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務）の規定に基づき策定するものである。	この行動計画は、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第12条の規定に基づき策定するサイバーセキュリティ戦略を踏まえ、同法第14条（重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進）及び第25条第1項第5号（サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務）の規定に基づき策定するものである。
I. 総論 1.・2. （略） 3. サイバーセキュリティ基本法との整合性について	I. 総論 1.・2. （略） 3. サイバーセキュリティ基本法との整合性について

3.1 サイバーセキュリティ基本法における行動計画の位置付け

行動計画は、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第12条の規定に基づき策定されるサイバーセキュリティ戦略を踏まえ、同法第14条(重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保)及び第25条第1項第5号(サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務)の規定に基づき策定される。

3.2・3.3・4. (略)

Ⅱ.・Ⅲ. (略)

Ⅳ. 計画期間内の取組

1. 障害対応体制の強化

(略)

2. 安全基準等の整備及び浸透

(略)

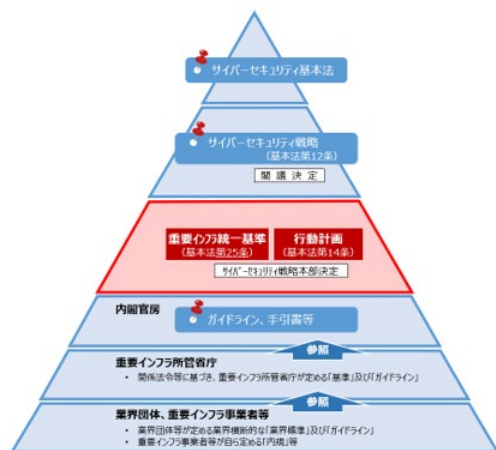


図 2 重要インフラ防護に関する安全基準等に係る体系

2.1・2.2・2.3・3.・4.・5. (略)

V.・Ⅵ.・Ⅶ. (略)

別添・別紙1～5 (略)

3.1 サイバーセキュリティ基本法における行動計画の位置付け

行動計画は、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第12条の規定に基づき策定されるサイバーセキュリティ戦略を踏まえ、同法第14条(重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進)及び第25条第1項第5号(サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務)の規定に基づき策定される。

3.2・3.3・4. (略)

Ⅱ.・Ⅲ. (略)

Ⅳ. 計画期間内の取組

1. 障害対応体制の強化

(略)

2. 安全基準等の整備及び浸透

(略)

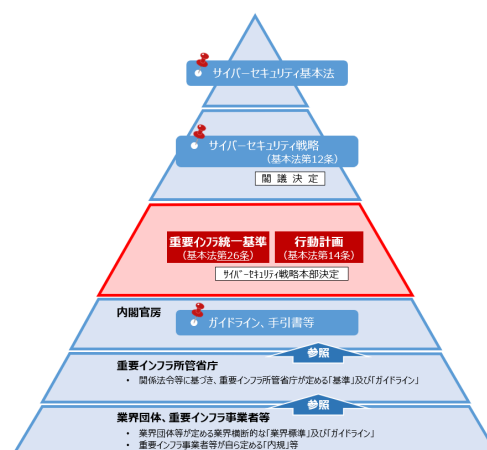


図 2 重要インフラ防護に関する安全基準等に係る体系

2.1・2.2・2.3・3.・4.・5. (略)

V.・Ⅵ.・Ⅶ. (略)

別添・別紙1～5 (略)

附 則

この決定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」
の一部改定について

〔 令和 8 年 9 月 14 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定 〕

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和 7 年 6 月 27 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）の一部を次表のとおり改定する。

（下線部分は改定部分）

改 定 後	改 定 前
政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和 7 年度版） 令和 7 年 6 月 27 日 <u>令和 8 年 9 月 14 日一部改定</u> サイバーセキュリティ戦略本部	政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和 7 年度版） 令和 7 年 6 月 27 日 サイバーセキュリティ戦略本部
（略）	（略）
1.3 用語定義	1.3 用語定義
（略）	（略）
● 「本部監査」とは、サイバーセキュリティ基本法に基づきサイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査をいう。	● 「本部監査」とは、サイバーセキュリティ基本法第 26 条第 1 項第 2 号に基づきサイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査をいう。
（略）	（略）

附 則

この決定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

「サイバーセキュリティの確保の状況の評価に係る方針」の一部改定について

（令和 8 年 9 月 14 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定）

サイバーセキュリティの確保の状況の評価に係る方針（令和 7 年 7 月 1 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）の一部を次表のとおり改定する。

（下線部分は改定部分）

改 定 後	改 定 前
サイバーセキュリティの確保の状況の評価に係る方針 令和 7 年 7 月 1 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 <u>令和 8 年 9 月 14 日</u> <u>一 部 改 定</u> サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号。以下「法」という。）第25条第1項第4号の規定に基づきサイバーセキュリティ戦略本部（以下「戦略本部」という。）がつかさどる事務である、サイバーセキュリティの確保の状況の評価（以下「状況評価」という。）について、その実施のための方針を以下のとおり定める。 (略)	サイバーセキュリティの確保の状況の評価に係る方針 令和 7 年 7 月 1 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号。以下「法」という。）第26条第1項第4号の規定に基づきサイバーセキュリティ戦略本部（以下「戦略本部」という。）がつかさどる事務である、サイバーセキュリティの確保の状況の評価（以下「状況評価」という。）について、その実施のための方針を以下のとおり定める。 (略)

附 則

この決定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

「重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の状況の調査について」の一部改定について

（ 令和 8 年 9 月 14 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定 ）

重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の状況の調査について（令和7年7月1日サイバーセキュリティ戦略本部決定）の一部を次表のとおり改定する。

（下線部分は改定部分）

改 定 後	改 定 前
重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の状況の調査について 令和 7 年 7 月 1 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 <u>令和 8 年 9 月 14 日改定</u> サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条第1項第3号の規定に基づきサイバーセキュリティ戦略本部がつかさどる事務のうち、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保に関して国の行政機関が実施する施策の基準の作成のための、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の状況の調査に係るものの一部については、同法第31条第1項の規定に基づき独立行政法人情報処理推進機構に委託し、同機構に実施させる。	重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の状況の調査について 令和 7 年 7 月 1 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第3号の規定に基づきサイバーセキュリティ戦略本部がつかさどる事務のうち、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保に関して国の行政機関が実施する施策の基準の作成のための、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の状況の調査に係るものの一部については、同法第31条第1項の規定に基づき独立行政法人情報処理推進機構に委託し、同機構に実施させる。

附 則

この決定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

「脅威ハンティングの普及促進・実施等に係る基本方針」の一部改定について

（ 令和 8 年 9 月 14 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定 ）

脅威ハンティングの普及促進・実施等に係る基本方針（令和 8 年 7 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）の一部を次表のとおり改定する。

（下線部分は改定部分）

改 定 後	改 定 前
脅威ハンティングの普及促進・実施等に係る基本方針 令和 8 年 7 月 31 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 <u>令和 8 年 9 月 14 日改定</u> I. 本基本方針の策定の趣旨 1・2 （略） 3. 法令・政府決定文書との関係 本基本方針は、サイバーセキュリティ戦略(令和 7 年 12 月 23 日閣議決定)の「Ⅲ. 1. (2) ②官民における脅威ハンティングの実施拡大」に基づき政府において策定を検討し、<u>基本法第 25 条第 1 項第 5 号</u>に基づき、サイバーセキュリティ戦略本部において決定したものである。 (略)	脅威ハンティングの普及促進・実施等に係る基本方針 令和 8 年 7 月 31 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 I. 本基本方針の策定の趣旨 1・2 （略） 3. 法令・政府決定文書との関係 本基本方針は、サイバーセキュリティ戦略(令和 7 年 12 月 23 日閣議決定)の「Ⅲ. 1. (2) ②官民における脅威ハンティングの実施拡大」に基づき政府において策定を検討し、<u>基本法第 26 条第 1 項第 6 号</u>に基づき、サイバーセキュリティ戦略本部において決定したものである。 (略)

附 則

この決定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

「サイバーセキュリティ戦略本部長の指定する職について」の一部改正について

（令和 8 年 9 月 15 日）
サイバーセキュリティ戦略本部長決定

サイバーセキュリティ戦略本部長の指定する職について（平成27年 2 月10日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
「サイバーセキュリティ対策推進会議等について」（平成27年 2 月10日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）第 2 項の規定に基づき、サイバーセキュリティ対策推進会議の構成員及びオブザーバーについて、以下の職を指定する。 構 成 員 内閣総務官 内閣官房副長官補（内政） 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理） 内閣広報官 内閣サイバー官 国家情報局次長 内閣法制局総務主幹 人事院事務総局総括審議官 内閣府大臣官房長	「サイバーセキュリティ対策推進会議等について」（平成27年 2 月10日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）第 2 項の規定に基づき、サイバーセキュリティ対策推進会議の構成員及びオブザーバーについて、以下の職を指定する。 構 成 員 内閣総務官 内閣官房副長官補（内政） 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理） 内閣広報官 内閣サイバー官 国家情報局次長 内閣法制局総務主幹 人事院事務総局総括審議官 内閣府大臣官房長

宮内庁長官官房審議官 公正取引委員会事務総局官房総括審議官 警察庁長官官房長 警察庁サイバー警察局長 個人情報保護委員会事務局長 カジノ管理委員会事務局次長 サイバー通信情報監理委員会事務局長 <u>金融庁次長</u> 消費者庁次長 こども家庭庁長官官房長 デジタル庁統括官付総括審議官 復興庁統括官 総務省大臣官房長 総務省サイバーセキュリティ統括官 法務省大臣官房長 外務省大臣官房長 財務省大臣官房長 文部科学省大臣官房長 厚生労働省厚生労働審議官 農林水産省大臣官房長 経済産業省大臣官房長 経済産業省商務情報政策局長 国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 環境省大臣官房長	宮内庁長官官房審議官 公正取引委員会事務総局官房総括審議官 警察庁長官官房長 警察庁サイバー警察局長 個人情報保護委員会事務局長 カジノ管理委員会事務局次長 サイバー通信情報監理委員会事務局長 <u>金融庁総合政策局長</u> 消費者庁次長 こども家庭庁長官官房長 デジタル庁統括官付総括審議官 復興庁統括官 総務省大臣官房長 総務省サイバーセキュリティ統括官 法務省大臣官房長 外務省大臣官房長 財務省大臣官房長 文部科学省大臣官房長 厚生労働省厚生労働審議官 農林水産省大臣官房長 経済産業省大臣官房長 経済産業省商務情報政策局長 国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 環境省大臣官房長
---	---

防衛省整備計画局長 オブザーバー 衆議院事務局庶務部情報管理監 参議院事務局庶務部長 国立国会図書館電子情報部長 会計検査院事務総局次長 最高裁判所事務総局デジタル審議官 日本銀行理事	防衛省整備計画局長 オブザーバー 衆議院事務局庶務部情報管理監 参議院事務局庶務部長 国立国会図書館電子情報部長 会計検査院事務総局次長 最高裁判所事務総局デジタル審議官 日本銀行理事
--	--

附 則

この決定は、令和8年10月1日から実施する。

「重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議の開催について」の一部改正
について

〔 令和 8 年 9 月 15 日
サイバーセキュリティ戦略本部長決定 〕

重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議の開催について（令和 7 年 7 月 1 日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議の開催について 令和 7 年 7 月 1 日 サイバーセキュリティ戦略本部長決定 <u>令和 8 年 9 月 15 日改正</u> 1 サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号） <u>第 25 条</u> 第 1 項第 3 号等の規定を踏まえ、関係行政機関相互の緊密な連携の下、我が国全体の重要インフラ防護に資するサイバーセキュリティ対策の推進を図るため、サイバーセキュリティ戦略本部の下に、重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議（以下「重要インフラ推進会議」という。）を開催する。 〔 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 略 〕	重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議の開催について 令和 7 年 7 月 1 日 サイバーセキュリティ戦略本部長決定 1 サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号） <u>第 26 条</u> 第 1 項第 3 号等の規定を踏まえ、関係行政機関相互の緊密な連携の下、我が国全体の重要インフラ防護に資するサイバーセキュリティ対策の推進を図るため、サイバーセキュリティ戦略本部の下に、重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議（以下「重要インフラ推進会議」という。）を開催する。 〔 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 同左 〕

附 則

この決定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

「サイバーセキュリティ基本法第17条第1項の規定に基づくサイバーセキュリティ協議会
を組織する国務大臣の委嘱について」の廃止について

〔令和8年9月15日〕
サイバーセキュリティ戦略本部長決定

次の号に掲げる決定については、廃止する。

- 一 サイバーセキュリティ基本法第17条第1項の規定に基づくサイバーセキュリティ協議会を組織する国務大臣の委嘱について（平成31年4月1日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）

附 則

この決定は、令和8年9月30日から施行する。